

# 法科大学院評価基準－解説

2006年8月

(財) 日弁連法務研究財団

## 目 次

1-1-1	法曹像の周知	1
1-2-1	自己改革	3
1-3-1	情報公開	6
1-4-1	管理運営（1）〈法科大学院の自主性・独立性〉	8
1-4-2	管理運営（2）〈学生への約束の履行〉	10
1-5-1	特徴の追求	12
2-1-1	入学者選抜（1）〈入学者選抜基準等の規定・公開〉	14
2-1-2	入学者選抜（2）〈入学者選抜の実施〉	16
2-2-1	既修者認定（1）〈既修者選抜基準等の規定・公開〉	17
2-2-2	既修者認定（2）〈既修者選抜の実施〉	20
2-3-1	多様性〈入学者の多様性の確保〉	22
3-1-1	教員体制（1）〈専任教員の数〉	24
3-1-2	教員体制（2）〈専任教員の必要数〉	28
3-1-3	教員体制（3）〈実務家教員の割合〉	30
3-1-4	教員体制（4）〈教授の比率〉	32
3-1-5	教員体制（5）〈教員の年齢構成〉	33
3-1-6	教員体制（6）〈教員のジェンダー構成〉	35
3-2-1	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	37
3-2-2	教員支援体制（2）〈教育支援体制〉	39
3-2-3	教員支援体制（3）〈研究支援体制〉	41
4-1-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1） 〈FD活動〉	43
4-1-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2） 〈学生評価〉	45
5-1-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	47
5-1-2	科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉	50
5-1-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	52
5-2-1	履修（1）〈履修選択指導等〉	54
5-2-2	履修（2）〈履修登録の上限〉	56
6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	58
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	60
6-2-1	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	62
6-2-2	理論と実務の架橋（2）〈臨床教育〉	64
7-1-1	法曹に必要な資質・能力の養成〈法曹養成教育〉	67

8-1-1	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	74
8-1-2	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	76
8-2-1	学生支援体制（1）〈学習支援体制〉	78
8-2-2	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	80
8-2-3	学生支援体制（3）〈カウンセリング体制〉	82
8-2-4	学生支援体制（4）〈国際性の涵養〉	84
8-3-1	学生数（1）〈クラス人数〉	86
8-3-2	学生数（2）〈入学者数〉	88
8-3-3	学生数（3）〈在籍者数〉	90
9-1-1	成績評価（1）〈厳格な成績評価基準の設定・開示〉	92
9-1-2	成績評価（2）〈成績評価の厳格な実施〉	95
9-1-3	成績評価（3）〈成績評価に対する異議申立手続〉	97
9-2-1	修了認定（1）〈修了認定基準等の設定・開示〉	99
9-2-2	修了認定（2）〈修了認定等の適切な実施〉	103
9-2-3	修了認定（3）〈修了認定に対する異議申立手続〉	105

## 1-1-1 法曹像の周知

### 1. 評価基準

- ◎ 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。

### 2. 趣旨

法科大学院の終局的な目的であり、各種の場面で運営の指針ともなる「養成しようとする法曹像」が明確に設定されていることと、これを法科大学院関係者（教員他職員，学生等）に周知し十分に理解させていることを評価する。法科大学院の目的とする養成しようとする法曹像が、その活動の指針として有効に機能するためには、法科大学院関係者に周知されていることが前提であるという考え方に基づく。

### 3. 解説

- (1) 「関係者等に周知」されているとは、養成しようとする法曹像が法科大学院の主要な場面（入学案内，学校紹介，ホームページ等）で一貫して述べられ、教員他職員や学生が、その法科大学院の終局的な目的として認識している状態をいう。

### 4. 関連法規定

- ・ 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。（基 2）
- ・ 第 2 条第 1 項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。（基 18）

### 5. 判定の目安

- A 法曹像の明確性・周知のいずれも、非常に良好である。
- B 法曹像の明確性・周知のいずれも、良好である。
- C 法曹像の明確性・周知のいずれも、法科大学院に必要とされる水準に達している。

D 法曹像の明確性に欠け、または明確であっても周知していない。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 養成しようとする法曹像は明確か。
- (2) 法科大学院の関係者等に周知しているか。
  - ① 教員への周知の状況はどうか。専任教員だけでなく、非常勤教員や事務職員等にも周知しているか。
  - ② 学生への周知の状況はどうか。学生はそれを理解しているか。
  - ③ 社会（入学予定者を含む）への周知の状況はどうか。入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生はいないか。
- (3) 関係者等への周知の徹底のために独自の工夫をしているか。
- (4) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 1-2-1 自己改革

### 1. 評価基準

- ◎ 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院でなす法曹養成教育の内容等を不断に見直し、教育効果の検証等を反映させて、その法科大学院の使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検評価活動（学校教育法第69条の3第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動の内容は評価基準4-1-1の評価対象とする。

### 2. 趣旨

法科大学院が、法曹養成に向けた教育機関としての機能をより効果的なものとするために不断の改善活動をしているかどうかを評価する。法科大学院に求められる使命を果たしているか、どの程度果たしているか、どこに問題があるのか、その問題に対してどう取り組もうとしているのか、社会の法曹に対する要請の変化を敏感に捉えているか、法曹養成に求められる教育になお工夫の余地はないか、といったことの探索・探求や、具体的な教育体制や授業での工夫改善活動（Plan-Do-Seeのプロセスを取り入れる等）がなされているか、という実質的な面を評価する。法科大学院の自己改革の取り組みが有効に機能することが、教育の向上に決定的に重要であるという考えに基づく。

### 3. 解説

- (1) 「自己改革」とは、当該法科大学院でなす法曹養成教育の内容や方法を不断に見直し、教育効果の検証等を反映させて、その法科大学院の使命のより効果的な達成に向け研究教育活動を改善していくことをいう。法曹に対する社会の要請の変化を踏まえ、「目指す法曹像」そのものを変更していくことも含まれる。
- (2) 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいう。組織・

体制が整えられていることを，自己改革活動に向けた取り組みが一時的・単発的なものではなく，法科大学院が重要なものと位置づけているものとして評価する。

- (3) 「適切に整備」されているとは，組織・体制が，自己改革という目的に向け合理的に組み立てられていること，独善に陥らないように学内及び学外の意見が反映される工夫がなされていること，法科大学院全体の取り組みとなるように逃えられないこと等をいう。
- (4) 「適切に機能」しているとは，法科大学院の体制が，自己改革活動に向けて効果的な取り組みを為し，教育研究活動の改善や教育効果の向上をもたらしていることをいう。
- (5) 「自己点検・評価活動」とは，法科大学院が，自己改革活動の一つとして，自らの教育研究活動等を点検し，目的や目標に照らしてどこに問題がありどのような改善活動をなしそれがどう効果を上げているか等を評価する活動をいう。
- (6) 「適切に実施されている」とは，自己点検・評価活動の組立が，教育研究活動の改善・向上という目的に向け合理的なものであること，教員や職員を含む全員による取り組みとなっていること等をいう。自己点検・評価活動がごく一部の教員や職員による作業にとどまることなく，少なくとも全教員の実質的参加の下になされ，成果が共有される体制がとられることが必要である。

#### 4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院は，当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。（基 11）
- ・ 大学は，その教育研究水準の向上に資するため，文部科学大臣の定めるところにより，当該大学の教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。（学校教育法 69 条の 3 I）
- ・ (1) 大学院は，その教育研究水準の向上を図り，当該大学院の目的及び社会的使命を達成するため，当該大学院における教育研究活動等の状況に

ついて自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。(2) 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。(3) 大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、当該大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うように努めなければならない。(大学院設置基準第1条の2)

#### 5. 判定の目安

- A 自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも非常に良好である。
- B 自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも良好である。
- C 自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれかに重大な問題がある。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 自己改革を目的とする組織・体制が適切に整備されているか。
- (2) 自己改革を目的とする組織が適切に機能しているか。
- (3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。



## 1-3-1 情報公開

### 1. 評価基準

- 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

### 2. 趣旨

自己改革に向けた情報開示の度合いを評価する。自己改革を適切に進めるための工夫の一つであるが、その客観性を担保するために非常に重要な事項なので、独立の評価基準により評価する。自己改革活動を含めて法科大学院の教育研究活動等を開かれたものにし、社会の評価を受け続けることが、独善に陥るのを防ぎかつ教育改善につながるきっかけになりうる点で、教育等の改善に最も効果的であるという考えに基づく。

### 3. 解説

- (1) 「教育活動等に関する情報」とは、養成しようとする法曹像，入学者選抜の基準・方法，教員や職員の体制，カリキュラム，シラバス，教え方，学生（在籍者数，収容定員等），奨学金等の学生支援体制，施設や設備環境，成績評価や修了認定の基準や判定手続，自己改革の取り組み等，法科大学院の教育研究活動の改善に向けて必要十分な情報，また入学志望者や修了生の就職先等，社会がその法科大学院を評価するために必要・有益とされるであろう十分な情報をいう。個人情報等，合理的理由のある場合を除き情報は開示することを原則とする。
- (2) 「適切に公開する」とは，基本的には誰でも情報にアクセスできる方法で開示すること，及び，その情報について質問やコメントを受け付ける窓口体制と質問やコメント等の扱い（回答方法）についても付記していることをいう。情報自体が正確なものであること，誤解を与えないものであることは適切さの要素とする。
- (3) 「学内外からの評価や改善提案に適切に対応している」とは，開示情報に関する質問や，法科大学院の教育研究活動等の改善についての提言等があった場合に，法科大学院として，必要に応じて説明責任を果たすと

もに自己改善に活かしていることをいう。

#### 4. 関連法規定

- ・ なし。

#### 5. 判定の目安

- A 情報公開及び学内外からの評価や改善提案への対応が，非常に良好である。
- B 情報公開及び学内外からの評価や改善提案への対応が，良好である。
- C 情報公開及び学内外からの評価や改善提案への対応が，法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 情報公開及び学内外からの評価や改善提案へ対応の点で，いずれかに重大な問題がある。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 教育活動等に関する情報を開示しているか。
- (2) 適切な方法で開示しているか。
- (3) 学内外からの質問などに対して適切に対応しているか。
- (4) その他，本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 1-4-1 管理運営（1）〈法科大学院の自主性・独立性〉

### 1. 評価基準

- ◎ 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

### 2. 趣旨

法科大学院として自律的にその使命達成に向けて取り組んでいるかどうか、を評価する。法曹養成教育の中核たる専門職大学院として、法科大学院がその使命達成に向け最善の策を講じ続けるためには、主体的かつ自律的に意思決定し実行できることが必要であるとの考えに基づく。

### 3. 解説

- (1) 「教育活動に関する重要事項」とは、その法科大学院が運営にあたって重要と考える全ての事項をいうが、教員の採用・選考等の人事案件、学生の入学、修了等の学生の身分に関する案件、カリキュラム内容の設定に関する教育案件など、少なくとも本評価基準にとりあげている事項を含むものとする。
- (2) 「法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている」とは、法科大学院以外の主体（学校法人や学部を含む）から独立して、自律的に意思決定のできる体制の下に運営されていることをいう。他の主体が実質的に運営に関与していたり、教育活動を実質的に左右している実態があれば不可となる。

### 4. 関連法規定

- ・ 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであって、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。（大学院設置基準第5条）

### 5. 判定の目安

- 合 自主性・独立性に問題は無いが、あっても解消の目処が立っている。  
否 自主性・独立性に問題があり、かつ、解消の目処が立っていない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 法科大学院の自主性・独立性が制度的に保障されているか。
- (2) 法科大学院の自主性・独立性が実態としても確保されているか。
- (3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 1-4-2 管理運営（2）〈学生への約束の履行〉

### 1. 評価基準

- 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること，実施していない場合には合理的理由があり，かつ適切な手当等を行っていること。

### 2. 趣旨

法科大学院が、学生に約束した教育活動等の重要事項を誠実に履行する形で運営されていることを評価する。法科大学院として学生に対し約束したことは遵守するという、運営の適正さをチェックすることが、教育活動の適切さの評価の面で不可欠であるとの考えに基づく。

### 3. 解説

- (1) 「教育活動等の重要事項」とは、開設科目や教員の配備等法科大学院の教育活動にとって重要な部分で、入学志望者等が志望校選択の際の判断要素としたものをいう。
- (2) 「学生に約束した」とは、大学紹介や学生募集要項等で入学志望者に対し表明したことをいう。
- (3) 「合理的理由がある場合」とは、法科大学院の責めに因らずして実施できない事態となった場合をいう。
- (4) 「適切な手当等」とは、実質的に同等のことを実施すること、あるいは、実質的に同等のことを学生等が享受できるような手配をすることをいう。開設できなくなった科目については、時期をずらして開設する、他校で受講できるように手配する、そのために学生が余分に負担することとなった費用を補償する、どうしても開講できない場合には、代替案を提示し学生に納得の行く十分な説明をする等の対応が考えられる。

### 4. 関連法規定

- ・ なし。

#### 5. 判定の目安

- 合 問題となる事項がなかったか、あっても適切な手当がなされている。  
否 問題となる事項があり、かつ、適切な手当がなされていない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 学生に約束した教育活動等の重要事項が履行されているか。
- (2) 実施できない場合に合理的理由があるか。
- (3) 実施できない場合には適切な手当等を行っているか。
- (4) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 1-5-1 特徴の追求

### 1. 評価基準

- 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

### 2. 趣旨

当該法科大学院が、自らの判断や創意工夫に基づいてその法科大学院の特徴となる取り組みを、いかに徹底的に行っているかを評価する。各法科大学院が「特徴を追求」することで、結果として多様な法曹が世に産み出されることを期待する考えに基づく。なお、ここでは、「特徴」の内容が評価されるのではなく、その「追求」の徹底ぶりが評価されることに留意する必要がある。

### 3. 解説

- (1) 「特徴」とは、その法科大学院がその法科大学院で追求する「特徴」として位置づけているものをいい、養成する法曹についての特徴のみならず、教育研究活動における特徴も含む。
- (2) 「追求する取り組みが適切になされる」とは、その特徴の実現に向けて創意工夫を凝らし、法科大学院運営の諸要素を整えていくことをいう。

### 4. 関連法規定

- ・ なし。

### 5. 判定の目安

- A 特徴の明確性、取り組みの徹底性が、いずれも非常に良好である。
- B 特徴の明確性、取り組みの徹底性が、いずれも良好である。
- C 特徴の明確性、取り組みの徹底性が、いずれも法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 特徴の明確性、取り組みの徹底性の点で、いずれかに重大な問題がある。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 法科大学院が特徴を有しているか。
- (2) 法科大学院が特徴を追求しているか（徹底性）。
- (3) 取り組みの効果を検証しているか。
- (4) その他，本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。



## 2-1-1 入学者選抜（1）〈入学者選抜基準等の規定・公開〉

### 1. 評価基準

- ◎ 適切な学生受入方針，選抜基準及び選抜手続が明確に規定され，適切に公開されていること。

（注）

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは，学生受入方針に適合しており，かつ公平，公正な選抜基準及び選抜手続をいう。公正とは，法曹養成と合理的関係の無いこと（寄附金の多寡，法科大学院関係者との縁故関係，自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。

### 2. 趣旨

入学者選抜の適切さ（合目的性），公平・公正さを評価の対象とする。どういう選抜プロセスが目的に適うかは各法科大学院の創意工夫によるものであるが，最低限のルールを遵守していることは評価する。

### 3. 解説

- （1）「適切な学生受入方針」とは，当該法科大学院の基本方針（どのような法曹をどのような教育により養成しようとするのか）に適合した学生受入方針をいう。
- （2）「適切な選抜基準及び選抜手続」とは，学生受入方針に適合しており，かつ公平，公正な選抜基準及び選抜手続をいう。公平とは，通常の入学志望者が選考過程において公平に取り扱われたと判断できるものであることをいう。また，公正とは，法曹養成と合理的関係の無いこと（寄附金の多寡，法科大学院関係者との縁故関係，自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。なお，選抜基準・手続においてどのような要素をどのようにして試すかは，各法科大学院の創意工夫に委ねられる。但し，適性試験は選抜において使用するものとする。
- （3）「適切に公開されている」とは，入学志望者が受験するか否かの判断をするため必要な情報が，願書締め切りから合理的に必要な期間において，事前に誰でもアクセスできる方法で開示されることをいう。

#### 4. 関係法令

- ・ 法科大学院は，入学者の選抜に当たっては，入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。（基 20）

#### 5. 判定の目安

- A 学生受入方針，選抜基準，選抜手続（以下学生受入方針等という）が，いずれも，適切性，明確性，公開性のすべての点で，非常に良好である。
- B 学生受入方針等が，いずれも良好である。
- C 学生受入方針等が，いずれも法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 学生受入方針等のいずれかが，法科大学院に必要とされる水準に達していない。

#### 6. 評価判定の視点

- （1）学生受入方針が当該法科大学院の基本方針に適合し，明確に規定されているか。
- （2）選抜基準が学生受入方針に適合し，かつ公平・公正であって，明確に規定されているか。
- （3）選抜手続が学生受入方針に適合し，かつ公平・公正であって，明確に規定されているか。
- （4）学生受入方針，選抜基準及び選抜手続が適切な時期に適切な方法で公開されているか。
- （5）選考結果の検証をしているか。
- （6）その他，本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 2-1-2 入学者選抜（2）〈入学者選抜の実施〉

### 1. 評価基準

- ◎ 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

### 2. 趣旨

入学者選抜が、予め設定された入学者選抜の基準や手続に従って実施されていることを評価する。基準や手続が適切であっても、それに沿って実施されていなければ無意味なので、ルールに則った実施がされていることを評価する必要がある、との考えに基づく。

### 3. 解説

- ① 「基準及び手続に従って実施されている」とは、所定の手続を踏み、所定の基準に従って公平公正に入学者を選抜していることをいう。

### 4. 関係法令

- ・ 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。（基 20）

### 5. 判定の目安

合：選抜が規定に従い公正かつ公平に実施されている。

否：選抜が規定に従っていないか、公正・公平の点で問題がある。

### 6. 評価判定の視点

- (1) 入学者選抜が所定の基準及び手続に従って公正・公平に実施されているか。
- (2) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 2-2-1 既修者認定（1）〈既修者選抜基準等の規定・公開〉

### 1. 評価基準

- ◎ 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

（注）

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準」とは、既修単位認定を行う全科目につき、当該法科大学院で履修し単位認定をする場合と同程度以上の能力のあることを認定するという目的に照らして、単位認定の基準及び方法に合理性が認められ、かつ公平・公正な基準であること、及び関係法令に適合した基準であることをいう。

### 2. 趣旨

既修者選抜や既修単位認定の適切さ（合目的性）、公平・公正さを評価の対象とする。どういう選抜・認定プロセスが目的に適うかは各法科大学院の創意工夫によるものであるが、最低限のルールを遵守していることは評価する。

### 3. 解説

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準」とは、既修単位認定を行う科目の全てにつき、当該法科大学院で単位認定をする場合と同程度以上の能力のあることを認定するという目的に照らして、単位認定の基準及び方法に合理性が認められ、かつ公平・公正な基準であることをいう。ここでの選抜基準の合目的性は、未修者との間の公平性の問題でもあり、また、成績評価の厳格性の問題でもある。
- ② 「適切に公開されている」とは、既修単位の認定を希望する者が、選抜試験を受けるか否かの判断をするため必要な情報が、選抜プロセスの開始前に合理的な期間をおいて、事前に誰でもアクセスできる方法で開示されることをいう。

### 4. 関係法令

- ・ 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。（基 22①）
- ・ 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、前条第 1 項及び第 2 項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位（同条第 1 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。（基 22②）
- ・ 法科大学院は、第 22 条第 1 項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 67 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。（基 24）
- ・ 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第 23 条に規定する在学期間については 1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については 30 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。（基 25①）
- ・ 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えないものとする。（基 25②）
- ・ 第 1 項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第 21 条第 1 項及び第 2 項並びに第 22 条第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位（第 21 条第 1 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。（基 25③）

## 5. 判定の目安

- A 基準・手続とその公開について非常に適切である。
- B 基準・手続とその公開は適切である。
- C 基準・手続とその公開は法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 基準・手続またはその公開に重大な問題がある。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 既修者選抜，既修単位認定の基準及び手続が，いずれも公平・公正であって，明確に規定されているか。
- (2) 上記の基準・手続が適切な時期に適切な方法で公開されているか。
- (3) 選考結果の検証をしているか。
- (4) その他，本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 2-2-2 既修者認定（2）〈既修者選抜の実施〉

### 1. 評価基準

- ◎ 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

### 2. 趣旨

既修者選抜や既修単位認定が、予め設定された既修者選抜や既修単位認定の基準や手続に従って実施されていることを評価する。基準や手続が適切であっても、それに沿って実施されていなければ無意味なので、ルールに則った実施がされていることを評価する必要がある、との考えに基づく。

### 3. 解説

- ① 「基準及び手続に従って実施されている」とは、所定の基準に従い、所定の手続を踏んで、公平公正に既修者を選抜し、既修単位認定を行っていることをいう。

### 4. 関係法令

- ・ 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。（基 22①）
- ・ 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第14条第2項の規定にかかわらず、前条第1項及び第2項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（同条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。（基 22②）
- ・ 法科大学院は、第22条第1項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得した

ものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。（基24）

- ・ 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第23条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。（基25①）
- ・ 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。（基25②）
- ・ 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第21条第1項及び第2項並びに第22条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第21条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。（基25③）

## 5. 判定の目安

合：選抜・認定が規定に従い公正かつ公平に実施されている。

否：選抜・認定が規定に従っていないか、公正・公平の点で問題がある。

## 6. 評価判定の視点

(1) 既修者選抜、既修単位認定が所定の基準及び手続に従って公正・公平に実施されているか。

(2) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。



## 2-3-1 多様性〈入学者の多様性の確保〉

### 1. 評価基準

- ◎ 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、原則として最終学歴卒業後3年を経過したものをいう。

### 2. 趣旨

多様な法曹を養成するため、他学部出身者や社会人等の多様な背景を持つ学生を入学させていることを評価する。学生集団が実質的に「多様性あり」というためには、社会人等の割合が3割程度は必要と考えられる。但し、実際に適性のある社会人等がどの程度入学するかは法科大学院のコントロールできない面もあるため、結果として3割に満たない場合でも、3割以上となるように適切な努力をしていけばよい。この点では、「3割以上となるように努力している」ことを評価することになる。

### 3. 解説

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、原則として最終学歴卒業後3年を経過したものをいう。原則として3年程度の社会的活動（企業や公共団体、NPO等の勤務や自営等）をなしたものの等、実質に踏み込んだ定義を採用し、これを基準に3割以上となることを目標として努力することはより望ましい。
- ② 「入学者全体」とは、実際に入学した学生の数をいい、既修者・未修者を問わない。
- ③ 「適切な努力」とは、入学者の選抜基準として、社会経験の内容や他学部での成績を適切に評価することとともに、社会人等が入学しやすい環

境を整備することをいう。なお、「適切な努力がなされていること」の評価は、現実の社会人等の割合が3割未満である場合に行うものとする。社会人等の割合が2割を下回った法科大学院は、入学者選抜の状況を公表するとともに、改善に向けた努力をする必要がある

#### 4. 関係法令

- ・ 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。（基 19）
- ・ 法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めるものとする。（告 3①）
- ・ 法科大学院は、前項の割合が2割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。（告 3②）

#### 5. 判定の目安

合：3割以上か、3割未満でも適切な努力をしている。

否：3割未満であり、かつ、適切な努力がなされていない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 法学部以外の学部出身者の定義が適切に定められているか。
- (2) 実務等の経験のある者の定義が適切に定められているか。
- (3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上か。
- (4) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割未満の場合、3割以上になることを目標として努力しているか。
- (5) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

### 3-1-1 教員体制（1）〈専任教員の数〉

#### 1. 評価基準

- ◎ 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

(注)

- ① 「学生」数とは、収容定員（入学定員を3倍した数）をいう。

#### 2. 趣旨

学生に対しきめ細かい教育が実施されうるだけの人数による教員体制が整っているかを評価する。基本的には学生に対する専任教員の割合が大きいほど、学生に対し行き届いた教育や履修指導が可能となる、という考え方に基づく。

#### 3. 解説

- ① 「学生」数は収容定員の3倍とし、在籍実数とは関係ない。また、科目履修生、聴講生、留学生の数は含まない。

#### 4. 関連法規定

- ・ 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置くものとする。（告1①）
- ・ 第5条第1項に規定する専任教員は、平成25年度までの間、第5条第2項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する教員の数の3分の1を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に算入することができるものとする。

る。ただし、大学院設置基準第9条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、第5条第1項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。（基・附則2）

- ・ 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。（基4）
- ・ 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。（1）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者（2）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者（3）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者（基5①）
- ・ 第1項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。（基5③）

#### 5. 判定の目安

合 教員人数割合について、基準を満たしている。

否 必要な教員人数割合を確保できていない。

#### 6. 評価判定の視点

- ・ 専任教員の適格性の充足（基本的に、評価年度の全専任教員を対象とするが、次年度以降の就任がすでに決定している者についても、書面審査のみ行う。）
- ・ 収容定員数と適格と認められる専任教員の人数およびその比率

##### （1）教員適格について

法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることに鑑み、①教育上の経歴・経験のほか、②理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績、または③理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績を総合的に考慮し、各専任教員が担当する授業科目に対応させて、授業科目毎に判定するものとする。

前記「専任教員」の教育能力の判定に当たっては、次の点を留意する。

- (a) 法律基本科目，基礎法学・隣接科目および先端・展開科目のうち学術的要素の高い科目についての授業科目担当能力については，要件①および②について以下に述べる観点から検討し，総合的に判断する。

要件①：これまでの法科大学院における具体的な指導経験とその内容を中心に判断する。

法科大学院における指導経験がないか3年未満の場合，おおむね5年以上の大学または大学院における教育経験（非常勤講師を含む）を有することを基本とし，その具体的教育内容を判断の対象とする。

なお，教育経験年数がこれに充たない教員については，教育経験不足を補うような高度の法学専門教育の能力を示す研究業績がある場合，または顕著な教育上の業績が認められる場合には，担当科目等を考慮して，教育経験年数を一定程度緩和することもあり得る。

要件②：担当科目について「高度の法学専門教育を行う能力」を証する最近5年間の研究業績があることについて，教員調書の記載等から，これを判定する。なお，教育用の判例解説程度と見なされるものは，ここにいう研究業績に含めない。

なお，最近5年間に顕著な研究業績がない場合，(i)最近5年間より以前に研究業績がある場合には要件①において高度の教育上の指導能力が認められるかどうかを重視して総合的に判定する。(ii)担当科目の高度の教育上の指導能力に密接に関連する隣接分野において，最近5年間に研究業績がある場合も同様とする。

- (b) 法律実務基礎科目および先端・展開科目のうち実務的要素の高い科目についての授業科目担当能力については，要件①および③について以下に述べる観点から検討し，総合的に判断する。

要件①：これまでの法科大学院における具体的な指導経験とその内容を中心に判断する。これがないか3年未満の場合，司法修習生や後輩法曹の指導経験を有することを基本とし，その具体的教育内容を判断の対象とする。

要件③：担当科目を通じて「理論と実務を架橋する教育」を行うのに必要な実務上の実績があることを基本とし，教員調書の記載等から，これを判定する。

(c) 同一の授業を，それぞれ研究者または実務家である 2 人以上の教員が担当して「理論と実務の架橋」を図る場合，当該科目担当適格性判断にあたっては，いわゆる研究者教員については上記(a)，実務家教員については上記(b)を見ることを原則とする。

(d) 70 歳代後半以上の教員については，特別な事情がない限り，最近 5 年間の研究実績，教育実績，実務経験の有無を中心に，授業科目担当能力の判定を行う。

(2) 教員割合について

単純な人数の問題として合否判断を行う。

### 3-1-2 教員体制（2）〈専任教員の必要数〉

#### 1. 評価基準

◎ 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

（注）

- ① 「各分野毎の専任教員の必要数」は、(i) 入学定員が100人以下の法科大学院では、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各分野につき1人、(ii) 入学定員が101人以上200人未満の法科大学院では、民法に関する分野を含む少なくとも3分野については2人以上、(iii) 入学定員が200人以上の法科大学院では、公法系の分野4人、刑事系の分野4人、民法に関する分野4人、商法に関する分野2人、民事訴訟法に関する分野2人である。

#### 2. 趣旨

開設科目の中でも重要な法律基本科目につき、十分な教育能力のある専任教員が配置されていることを評価する。

#### 3. 解説

- ① 「法律基本科目」とは、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。
- ② 「専任教員」とは、3-1-1において適格性が認められた専任教員をいう。

#### 4. 関連する法規定

- ・ 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。（基4）
- ・ 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。（1）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者（2）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者（3）専攻分

野について、特に優れた知識及び経験を有する者（基 5①）

- ・ 第1項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。（基 5③）

#### 5. 判定の目安

合 法律基本科目の各分野毎の教員人数について基準を満たしている。

否 必要な教員人数を確保できていない。

#### 6. 評価判定の視点

(1) 法律基本科目ごとの適格性ある専任教員の人数が、必要数を満たしているか。

(2) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。



### 3-1-3 教員体制（3）〈実務家教員の割合〉

#### 1. 評価基準

◎ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

(注)

- ① 「5年以上の実務経験」とは、いわゆる法曹三者としての職務経験の他、企業や公共団体等の法務担当部門等で法律（日本法に限らない）の解釈・適用に関する業務を執り行っていた経験をいう。
- ② 「2割以上」とは、法令上必要とされる専任教員の数に対する「5年以上の実務経験を有する専任教員」の割合が2割以上であることをいう。

#### 2. 趣旨

教員体制が、実務教育を効果的に行うことのできる構成となっていることを評価する。法科大学院が法曹養成に特化した教育機関であり、そこでは理論教育と実務教育の融合が必要なことに鑑み、教員に、実務教育を効果的に施しうるだけの実務経験を有するものが加わることが有効という考え方に基づく。

#### 3. 解説

- ① 「専任教員」とは、3-1-1の「専任教員の適格性」の要件をみたすものをいう。

#### 4. 関連法規定

- ・ 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。(告1②)
- ・ 前条第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。(告2①)
- ・ 前項に規定するおおむね3割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の

授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。(告2②)

- ・法科大学院においては、第1項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。(告2④)
- ・法科大学院に対する前2項の規定の適用については、これらの項中「おおむね3割」とあるのは「おおむね2割」と読み替えるものとする。(告2③)

#### 5. 判定の目安

- 合 実務経験を要する専任教員割合について、基準を充たしている。
- 否 必要な実務家教員割合を確保できていない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 「5年以上の実務経験」があるとされる教員について、それぞれの実務経験の内容と期間は充足しているか。
- (2) 「5年以上の実務経験」を有すると認められる専任教員の人数は、法定数を充足しているか。
- (3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

### 3-1-4 教員体制（4）〈教授の比率〉

#### 1. 評価基準

- ◎ 専任教員の半数以上は教授であること。

#### 2. 趣旨

専任教員の充実程度を評価する。

#### 3. 解説

- ① 「教授」とは、大学設置基準第14条に規定する資格をみたすものとして当該法科大学院で教授として認められたものをいう。

#### 4. 関連法規定

- ・ 第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならない。（告1③）

#### 5. 判定の目安

- 合 専任教員の半数以上が教授である。
- 否 教授の数が専任教員の半数に充たない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 各大学における「教授」の資格要件の相違は考慮しない。ただし、法科大学院における教授への昇任基準についても検討されるべきであるという見解も有するため、今後の検討課題とする。
- (2) 教授が専任教員の半数以上であるか。
- (3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

### 3-1-5 教員体制（5）〈教員の年齢構成〉

#### 1. 評価基準

- 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

#### 2. 趣旨

様々な年齢層の教員がいることを評価する。法科大学院での教育は、様々な年齢層の教員が実施することが継続的事業である法科大学院の教育体制の安定性，教育の多様性の確保に資するという考え方に基づく。

#### 3. 解説

- ① 「教員の年齢構成に配慮がなされている」とは，教員の年齢構成が，低年齢層や高年齢層に過度に偏ってはいないことをいう。

#### 4. 関連法規定

- ・ 大学院は，教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため，教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮するものとする。（基8④）

#### 5. 判定の目安

- A 年齢層のバランスが良い。
- B 60歳以上の教員が過半数を超えておらず，年齢層のバランス上，大きな問題はない。
- C 年齢構成につき，問題を認識しており，改善に向け配慮をする検討がなされている。
- D 年齢構成につき問題を認識しているが，何ら配慮はしていない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 教員の年齢構成はバランスが取れているか。

(2) 年齢構成についての問題点の有無およびその改善策はあるか。

(3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫はあるか。

### 3-1-6 教員体制（6）〈教員のジェンダー構成〉

#### 1. 評価基準

- 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

#### 2. 趣旨

教育の多様性の確保の観点から、教員のジェンダー構成についても配慮が必要であるとの考えに基づく。

#### 3. 解説

- ① 「教員のジェンダーに配慮している」とは、教員のジェンダーが過度に偏らないように配慮がなされていることをいう。

#### 4. 関連法規定

- ・ なし。

#### 5. 判定の目安

- A 専任教員中の女性比率が30%以上である。
- B 専任教員中の女性比率が10%以上30%未満である。
- C 専任教員中の女性比率が10%未満であるが、10%以上となるよう配慮がなされている。ここでいう「配慮」としては、専任教員以外で女性がおおり、将来専任教員となりうるような配慮をしている場合などが考えられる。
- D ジェンダー構成につき、何ら配慮はしていない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 教員のジェンダー構成はどうか。
- (2) ジェンダー構成についての問題点の有無およびその改善策はあるか。

(3) その他, 本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

### 3-2-1 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

#### 1. 評価基準

- 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

#### 2. 趣旨

教員が十分な準備をして授業に臨み、また十分な時間を受講者のフォローに使うことができる程度の授業時間負担となっていることを評価する。担当授業時間数が多すぎると、個々の授業の充実が不十分になり教育効果が下がるのでよくないという考えに基づく。

#### 3. 解説

- ① 「授業時間」については、当該機関の学部、大学院等での担当授業時間数も考慮に入れる。授業の内容により異なるが、週あたり7.5時間(90分授業5コマ)までであることを目安とする。また、審議会への出席等授業以外の取り組みに要する時間も考慮し、教員が十分な準備を行って授業に臨み、かつ学生のフォローをすることができるような、担当授業時間数であることが望ましい。

#### 4. 関連法規定

- ・ なし。

#### 5. 判定の目安

- A 授業時間数が、準備等を十分にすることができる程度であり、改善の必要は無い。
- B 授業時間数が、準備等を十分にすることができる程度であるが、改善の余地がある。
- C 授業時間数が、必要な準備等をすることができる程度であるが、改善の必要性がある。
- D 授業時間数が、必要な準備をすることができない程度である。



## 6. 評価判定の視点

- (1) 各専任教員の負担は、授業準備をするのに十分な範囲内か。
- (2) 各専任教員の担当授業時間数を、当該法科大学院、および当該大学の法学部、他学部、他大学について、各別に把握することにより、負担の実情を分析した結果、負担が過大でないか。
- (3) 授業以外の取り組みに要する時間数について、特段の負担の有無やその内容を把握した結果、問題はないか。
- (4) オフィスアワー等が実質上補習等の目的で使用されており、純粋な拘束時間となっている場合がある。教員の負担という面からは、これらも実態に応じて評価する。
- (5) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

### 3-2-2 教員支援体制（2）〈教育支援体制〉

#### 1. 評価基準

- 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

#### 2. 趣旨

教員が授業を効果的に実施するためのサポート体制の充実ぶりを評価する。教員が「授業を適切に実施する」ための環境整備であり、教員の勤務条件の問題でもある。法科大学院の授業の準備、実施、及びフォローアップには相当の手間がかかり、教員資源の効果を最大化するための支援体制が重要であるとの考えに基づく。

#### 3. 解説

- ① 「教育活動を支援する仕組み・体制」とは、教員が授業等の教育活動を効果的に行うために有効な、あらゆる面での工夫をいう。人的体制や、施設・設備面での充実等の形態を問わない。

#### 4. 関連法規定

- ・ なし。

#### 5. 判定の目安

- A 支援の仕組み等が、非常に充実している。
- B 支援の仕組み等が、充実している。
- C 支援の仕組み等は、法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 支援の仕組み等が必要であるにもかかわらずなされていない。

#### 6. 評価判定の視点と参考となる取り組み例

- (1) 人的な支援体制として、授業準備の補助のための職員体制が整っているか（十分な数の職員がいるか）、ティーチングアシスタント等の採用・活用がなされているか。

(2) 施設・設備面での支援体制はどうか。

(3) その他，本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

### 3-2-3 教員支援体制（3）〈研究支援体制〉

#### 1. 評価基準

- 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

#### 2. 趣旨

教員の研究機会や研究環境について配慮がなされていることを評価する。法科大学院の教育活動の充実・向上にとって、教員の研究活動は次の諸点で重要であるとの考えに基づく。まず、法科大学院での教育内容や教え方の研究は、教育活動そのものの向上に資する。また、意欲的な研究への取り組みや最先端の研究の充実が教育活動に良い影響を与える面もある。さらに、法科大学院で実務と理論を融合する中で法学の理論的研究が進む面がある。研究機会への配慮は法科大学院の教員の勤務条件として、教員の安定確保にも機能する。

#### 3. 解説

- ① 「制度・環境に配慮」とは、法科大学院の教員が研究活動の機会を確保し取り組むことのできるように、諸条件を整えることをいう。ただし、法科大学院の教員は、少なくとも当面は教育に資源を集中する必要性が高いことも事実であり、これを考慮したうえでの施策が望まれる。

#### 4. 関連法規定

- ・ なし。

#### 5. 判定の目安

- A 支援制度等の配慮が、十分になされている。
- B 支援制度等の配慮が、なされている。
- C 支援制度等の配慮が、法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 支援制度等の配慮が、必要であるにもかかわらずなされていない。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 教員の研究活動をサポートするための職員体制の有無や充実度合いなど、人的な支援体制は充実しているか。
- (2) 教員の研究活動をサポートするための研究費の支給状況など、経済的な支援体制はどうか。
- (3) 研究室の確保、データベース等へのアクセスが可能な環境の準備など、施設・設備面での体制は充実しているか。
- (4) 時間的な配慮はあるか。授業負担を過大なものとしないうえ、研究休暇制度の設定・活用や学期または年度ごとの授業負担に変化を付ける等の工夫が考えられる。
- (5) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

#### 4-1-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

##### 1. 評価基準

- ◎ 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

##### 2. 趣旨

教育の質の確保・向上に向けた活動が、法科大学院として組織的に取り組まれていることを評価する。法科大学院の教育は、個々の教員に任せきりにするのではなく、関連科目の教員間での教育内容や教え方の摺り合わせや自己研鑽が行われること、内外の研究機会を積極的に利用し教育方法の向上を図ることが必要かつ有効であるとの考え方に基づく。特に実務教育と理論教育の架橋を図るために重要である。

##### 3. 解説

- (1) 「教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組み」とは、法科大学院の教育の内容・方法の改善に効果があると考えられるもの全てをいう。以下で「FD」という（Faculty Development の頭文字）。
- (2) 「適切に実施されている」とは、FDが組織的活動としてなされており改善効果を上げうる内容の取り組みが実施されていることをいう。

##### 4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。（基11）

##### 5. 判定の目安

- A FDの取り組みが質的・量的に見て非常に充実している。
- B FDの取り組みが質的・量的に見て充実している。
- C FDの取り組みが質的・量的に法科大学院に必要とされる水準に達して

いる。

D FDの取り組みがなされていないか、重大な問題がある。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 組織体制が整備され、かつ充実しているか。
  - ① FDの組織体制が整備されているか。
  - ② FD活動・組織の根拠規程が整備されているか。
  - ③ FD委員会のメンバー構成は適切か。
  - ④ FD活動の記録が残されているか。
  
- (2) FD活動の内容は充実しているか。
  - ① 学生の視点に立った改善が検討されているか。
  - ② 授業の内容・方法の改善が検討されているか。
  - ③ 成績評価の厳格化・客観化について検討されているか。
  - ④ 法曹養成としてどうかという観点での検討がなされているか。
  
- (3) 教員の参加度合いは十分か。
  
- (4) 外部研修等への参加は活発か・奨励されているか。
  
- (5) 授業の相互参観が適切になされ、効果を上げているか。
  
- (6) 上記以外に、教育内容・教育方法の改善に向けた取り組みはあるか。その状況はどうか。

## 4-1-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

### 1. 評価基準

- 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

### 2. 趣旨

教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（4-1-1）の一環として、学生による教育内容・教育方法の評価の活用することを評価するもの。教員の内部研鑽の実施や外部研修の受講，教材の開発が効果的なものかどうかを，学生との双方向のやりとりで検証していき，検証結果を参考にしてさらなる改善に取り組むことが，改善活動にとって効果的であるという考え方に基づく。

### 3. 解説

- (1) その「教育内容や教育方法についての学生による評価を把握」するとは，学生に対するアンケート調査，意見交換会，目安箱，メール等により，教育内容・教育方法についての，学生の率直な評価，良いと考える点，改善すべきと考える点等を，法科大学院として把握し認識することをいう。
- (2) 「結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組み」とは，学生による評価を法科大学院として検討し，改善策を立案し，実行しさらに学生の評価を調査する，という改善のサイクルの中で役に立てることをいう。

### 4. 関連法規定

- ・ なし。

### 5. 判定の目安



- A 「学生による評価」を把握し活用する取り組みが非常に充実している。
- B 「学生による評価」を把握し活用する取り組みが充実している。
- C 「学生による評価」を把握し活用する取り組みが法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 「学生による評価」を把握し活用する取り組みがなされていないか、重大な問題がある。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 学生による授業等の評価の把握がしっかりなされているか。
  - ① アンケート調査の内容は適切か。
  - ② アンケート調査の方法・時期・回数は適切か。
  - ③ アンケートの回収率は十分か。
- (2) 評価結果の授業等の改善に向けしっかり活用されているか。
  - ① 調査結果のとりまとめは適切になされているか。
  - ② 調査結果は学生に公表されているか。
  - ③ 調査結果の教員への通知はなされているか。
  - ④ 調査結果を踏まえた教員の自己点検・評価が学生に公表されているか。
  - ⑤ 改善すべき点への組織的取り組みがなされているか。
- (3) アンケート調査以外の方法は活用されているか。
- (4) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 5-1-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

### 1. 評価基準

- ◎ 授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目の全てにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が過度に偏ることのないように配慮する」とは，必修や選択必修の構成，開設科目のこま組みや履修指導等で，バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には，修了までに「法律実務基礎科目のみで6単位以上」，「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」，かつ「法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように，カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

### 2. 趣旨

法律基本科目群のみならず，その他の科目群もバランス良く履修できるように組み立てられていることを評価する。法曹に必要な資質・能力を養成し，かつ多様な法曹を養成するという法科大学院の社会的使命を果たすためには，法律基本科目に偏らず，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目もしっかり履修させることが必要であるという考えに基づく。

### 3. 解説

- (1) 「法律基本科目」とは，憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。「法律実務基礎科目」とは，法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。具体的には，法曹倫理，法情報調査，法文書作成，要件事実と事実認定の基礎（民事訴訟実務，刑事訴訟実務），ローヤリング，模擬裁判，クリニック，エクスターンシップ等がこれに該当する。「基礎法学・隣接科目」とは，基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。「展開・先端科目」とは，先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものを

いう。基礎法学・隣接科目や展開・先端科目は、その目的に適合した科目となっている必要があり、実質的に法律基本科目の内容となっている場合は不適切である。なお、司法試験対策・準備を主目的とした科目は正規の科目（単位認定の対象となる科目）としては認めない。補習への出席が事実上義務となっている場合、補習時間も含めた実質的な科目間のバランスを評価する。

#### 4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。（基6）
- ・ 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。（1）法律基本科目（憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）（2）法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）（3）基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）（4）展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）（告5①）
- ・ 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。（告5②）

#### 5. 判定の目安

- A 全科目群の授業科目の開設，履修が偏らないような配慮とも非常に良好である。
- B 全科目群の授業科目が開設されており，履修が偏らないような配慮が良好である。
- C 全科目群の授業科目が開設されており，履修が偏らないような配慮がなされている。
- D 全科目群の授業科目が全て開設されていないか，履修が偏らないような配慮がなされていない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目の全てにわたって設定されているか。
- (2) 修了までに，「法律実務基礎科目のみで6単位以上」，「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」，かつ「法律実務基礎科目・基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように，カリキュラムや単位配分等が工夫されているか。
- (3) 配当学期や時間割の面で学生が現実に履修可能な組み合わせになっているか。
- (4) 学生の履修状況は偏りがないか。
- (5) 法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目が，その目的に適合した科目となっているか。
- (6) 継続的な補習への参加が事実上義務づけられていないか。それにより，他の科目の自学自修をする時間的余裕を失わせていないか。
- (7) その他，本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 5-1-2 科目構成(2)〈科目の体系的・適切性〉

### 1. 評価基準

◎ 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

(注)

① 「体系的かつ適切に」とは、養成を目指す法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学習できるように配置されていることをいう。

### 2. 趣旨

当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要な科目が体系的に履修できるように開設されていることを評価する。

### 3. 解説

(1) 「体系的に開設されている」とは、時間帯や学期の面で学生が現実に履修可能なこま組みになっており、かつ関連する科目間で、効率的・効果的な履修が可能なように、内容の調整（重複や抜けのチェック）が行われていることをいう。

(2) 「適切に開設されている」とは、開設科目が当該法科大学院の基本方針（どのような法曹を養成しようとしているのか、そのためにどのような資質や能力を養成しようとしているのか）に適合していることをいう。

### 4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。（基6）
- ・ 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。（1）法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）（2）法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）（3）基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する

分野の科目をいう。) (4)展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)(告5①)

- ・法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。(告5②)

## 5. 判定の目安

- A 授業科目の開設状況が、非常に良好である。
- B 授業科目の開設状況が、良好である。
- C 授業科目の開設状況は、法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 授業科目の開設状況に、重大な問題がある。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 体系的に開設されているか。
  - ① 関連する科目間で、効率的・効果的な履修が可能なように、内容の調整(重複や脱落のチェック)が行われているか。
  - ② それぞれの科目の配当学期や時間割は、教育効果が上がるように工夫されているか。
- (2) 適切に開設されているか。
  - ① 開設科目が当該法科大学院の基本方針(どのような法曹を養成しようとしているのか、そのためにどのような資質や能力を養成しようとしているのか)に適合しているか。
  - ② 科目名や科目内容に、法科大学院の使命に鑑みて特に不適切なものはないか。
- (3) 履修効果を上げるための工夫がなされているか。
- (4) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 5-1-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

### 1. 評価基準

- 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するにあたり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するにあたり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう

### 2. 趣旨

法曹倫理を必修科目として開設していることを評価する。法曹倫理をよく理解していることが法曹に不可欠の資質であるにもかかわらず、司法試験科目となっておらず、履修されない可能性もあることから、法曹倫理の履修を法科大学院修了の要件とする必要があるとの考えに基づく。

### 3. 解説

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するにあたり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するにあたり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。
- ② 「法曹倫理」という名称の科目が設置されているかどうかではなく、実態として法曹倫理を内容とする科目が設置されているかを評価する。

### 4. 関連法規定

- ・ なし。

### 5. 判定の目安

合 法曹倫理が必修科目として開設されている。

否 法曹倫理が必修科目として開設されていない。

### 6. 評価判定の視点

- (1) 法曹倫理科目は開設されているか。内容は適切か。
- (2) 法曹倫理科目は必修科目となっているか。
- (3) 他の科目において、法曹倫理についてどのような配慮がなされているか。
- (4) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。



## 5-2-1 履修（1）〈履修選択指導等〉

### 1. 評価基準

- 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

### 2. 趣旨

学生に対して、在学期間を通してどの科目をどのように履修すればよいかという、全体的な履修指導がなされていることを評価する。個々の科目での担当教員からの履修指導とは別に、履修科目の選択の仕方や履修の仕方一般についての指導が必要であるとの考えに基づく。

### 3. 解説

- (1) 「履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組み」とは、科目選択や授業開始に先立って、自分の希望する法曹になるためにはどのような資質や能力を養うことが必要か、そのためにはどのような科目をどのような手順で履修することが必要か、といった履修科目選択の考え方や、法科大学院で各科目を効果的に履修するための一般的な事項とについて、指導がなされていることをいう。

### 4. 関連法規定

- ・ なし。

### 5. 判定の目安

- A 履修選択指導が、非常に充実している。
- B 履修選択指導が、充実している。
- C 履修選択指導が、法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 履修選択指導がなされていないか、重大な問題がある。

### 6. 評価判定の視点

- (1) 適切な履修選択とは何かについてどのように考えているか（どういう法曹になりたい人はどういう科目を履修選択すべきか。より効果的な履修のためにはどういう順序で選択すべきか。他）。
- (2) 学生が適切な履修科目を選択できるように、学生に対する指導や働きかけ等の工夫をしているか。
- ① オリエンテーション、ガイダンス等はどうに行っているか。
  - ② 個別履修指導はどうに行っているか。
  - ③ 1年次においてどのような工夫をしているか。
  - ④ 履修指導の目安は設定しているか。
  - ⑤ 履修者が少ないなどの理由で、特定科目の履修を選択しないよう指導していないか。
- (3) 結果とその検証はなされているか。
- ① 結果として学生は適切な履修選択をしているか。
  - ② そのことをどのように検証しているか。検証の結果はどうか。
  - ③ 検証の結果を踏まえて、今後はどのように取り組もうと計画しているか。
- (4) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 5-2-2 履修（2）〈履修登録の上限〉

### 1. 評価基準

- ◎ 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。

### 2. 趣旨

法科大学院の学生が個々の開設科目に十分な力を割いて学習することができるような履修スケジュールとなっていることを評価する。法科大学院で法曹に必要な資質・能力を涵養するためには、予習や復習、自学自修、学生間での議論などに十分な時間を充てる必要があるという考えに基づく。

### 3. 解説

- (1) 「修了年度の年次」とは、例えば平成18年3月に修了する場合は、平成17年4月から平成18年3月までの期間をいう。

### 4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。（基12）
- ・ 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年につき36単位を標準として定めるものとする。（告7）

### 5. 判定の目安

- 合 履修単位数上限が36単位、44単位以下であるか、超えていても合理的な理由がある。
- 否 履修単位数上限が36単位、44単位を超えており、かつそのことに合理的な理由がない。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 履修科目登録ルールは適切か。
- (2) 履修科目登録ルールは遵守されているか。
- (3) 補習や補講により、予習や復習、自学自修、学生間での議論などに充てるべき時間が不十分となっていないか。
- (4) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 6-1-1 授業（1）〈授業計画・準備〉

### 1. 評価基準

- ◎ 開設科目のシラバスや教材の作成等，授業の計画・準備が適切になされていること。

### 2. 趣旨

各科目で授業の計画・準備が適切になされていることを評価する。教育効果のあがる授業の実施（6-1-2）に向け，各科目の担当教員が創意工夫を凝らし，科目の特性や教育目標に応じて，シラバス，教材，レジュメ等を適切に準備することが重要であるという考えに基づく。

### 3. 解説

- ① 「シラバス」とは，科目毎に授業の目的や各回の授業で学習する内容や方式を記載したものをいう。
- ② 「適切に」とは，授業の効果的な実施に向け整えられており，学生が的確に授業の準備をすることができるようになっていることをいう。

### 4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。（基8①）

### 5. 判定の目安

- A 授業計画・準備が，質的・量的に見て非常に充実しており，完成度が高い。
- B 授業計画・準備が，質的・量的に見て充実しているが，改善の余地がある。
- C 授業計画・準備が，法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 授業計画・準備が，法科大学院に必要とされる水準に達していない。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 学生の授業準備に資するシラバスが、事前に適切に提供されており、学生が十分に準備をした上で授業に臨むことが可能になっているか。
- (2) 授業を効果的に実施するため、予習教材としてレジュメや資料を事前に配付し、学生が十分な準備をした上で授業に臨むことのできるようになっているか。
- (3) 法科大学院教育に相応しい教材や参考図書が作成または選定されているか。
- (4) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

### 1. 評価基準

- ◎ 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

(注)

- ① 「効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施されている」とは、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォロー等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが重要である。また、法科大学院での教育内容に法的議論能力の養成等が含まれることから、授業中での双方向・多方向の議論等の工夫が重要となる。

### 2. 趣旨

各科目での授業が教育効果の向上に向け、よく工夫された態様や方法で実施されていることを評価する。法科大学院では、法曹に必要な資質や能力を養う教育を行うが、それをどのように実施するか（授業そのもののみならず授業後の学生のフォローも含む）は、各科目を担当する教員の創意工夫・努力が活かせる場面であり、各科目の性格と養成目的に応じた適切な取り組みが重要であるという考えに基づく。

### 3. 解説

「効果的に履修できるような適切な態様・方法」の内容としては、法科大学院での教育内容に法的議論能力の養成等が含まれることから、授業中での双方向・多方向の議論等の工夫が重要となる。なお、具体的にどのようなことが適切であるかは、科目等により異なる。科目毎に、配当学年や科目の性質をふまえて、何をどこまで教育するのか等の点から授業態様・方法をよく吟味することが必要である。

### 4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよ

う専攻分野に応じ事例研究，現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。（基8①）

#### 5. 判定の目安

- A 授業が，質的・量的に見て非常に充実している。
- B 授業が，質的・量的に見て充実している。
- C 授業が，法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 授業が，法科大学院に必要とされる水準に達していない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 授業の方法につき，その授業で狙いとする教育内容に応じて，事例発表，双方向や多方向での討論，講義形式等の中から適切に選択され工夫しているか。
- (2) 学生の書く力を鍛えるとともに，授業の理解を確かめるため，レポートを提出させるなどの工夫をしているか。
- (3) レポート以外の方法においても，理解度の確認を行っているか。
- (4) 出席の確認を適切に行っているか。
- (5) 授業での特徴的・具体的な工夫がなされているか。
- (6) 1年次に相応しい授業の工夫がなされているか。
- (7) フォローアップの体制が整っており，適切なフォローアップがなされているか。
- (8) その他，本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。



## 6-2-1 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

### 1. 評価基準

- 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

### 2. 趣旨

授業において理論教育と実務教育の架橋を図る取り組みがなされていることを評価する。

### 3. 解説

- ① 「理論教育」とは法制度を概念的、理論的、体系的に理解する方向に力点を置いた教育であり、「実務教育」とは、法制度の適用の仕方や運用のされ方等実務における機能の理解や訓練に力点を置いた教育をいう。
- ② 「架橋を目指した授業」とは、法曹を養成する教育であるという観点から、学生が各科目の理論面をきちんと押さえつつ実務面も理解し修得できるような授業展開（準備や授業後のフォローも含む）の工夫がなされていることをいう。

### 4. 関連法規定

- ・ なし。

### 5. 判定の目安

- A 理論教育と実務教育の架橋を目指した授業が、質的・量的に見て非常に充実している。
- B 理論教育と実務教育の架橋を目指した授業が、質的・量的に見て充実している。
- C 理論教育と実務教育の架橋を目指した授業が、法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 理論教育と実務教育の架橋を目指した授業が実施されていないか、重大な問題がある。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 「理論と実務の架橋」の意義・目的について、法科大学院としてどのように捉えているか。それが教員全体の共通理解となっているか。
- (2) 1年次の早い段階から「理論と実務の架橋」を意識した取り組みを体験させ、3年間で法曹養成の実を上げることにつなげているか。
- (3) 法律基本科目においても事実の理解から出発する工夫をしているか。
- (4) 法律実務基礎科目等の実務的側面が強い科目においても理論面の検証と深化を行っているか。
- (5) 1つの授業を実務家教員と研究者教員が共同で担当すること等も、その内容が「理論と実務の架橋」に向けた取り組みとして相応しいものであれば、評価の対象となり得る。
- (6) 科目融合化によって理論教育と実務教育の融合を試みることも、評価の対象となり得る。
- (7) 臨床教育やシミュレーション科目の提供 →6-2-2
- (8) 研究者教員の実務に触れる機会の設定や、実務家教員が学術的研究をする機会の設定も、理論教育と実務教育の架橋に資するものとして、評価の対象となり得る。
- (9) 理論と実務の融合を目指した研究会の設置など、継続的な研究・検討がなされる仕組みがあることも、評価の対象となり得る。
- (10) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 6-2-2 理論と実務の架橋（2）〈臨床教育〉

### 1. 評価基準

- 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

(注)

- ① 「臨床科目」とは、社会で実際に起こっている問題を題材として事例研究や法曹としての対応の仕方を学習する科目をいう。
- ② 「適切に開設されている」とは、弁護士法等の法令を遵守した形態で開設しているのみならず、実施にあたって依頼者の利益を損なわない、法令違反等の問題を起こさないように適切な段取りを実施していることを含む。

### 2. 趣旨

臨床科目が適切に開設され、適切に実施されていることを評価する。臨床科目は、法曹に必要な資質・能力の涵養に効果的であると考えられるが、未だその形態や内容につき標準が確立しておらず、また、生の事件を取り扱うことから適法性・妥当性への配慮の必要が高い。そこで、その実施の適切さを独立の評価項目とした。

### 3. 解説

- ① 「臨床科目」の具体的内容としては、法律相談など法律問題への対応を体験するクリニックと、そのような対応の行われている職場（法律事務所や自治体、企業法務部門等）に身を置いて研修を行うエクスターンシップが代表的なものである。また、ロイヤリングや模擬裁判などのシミュレーション科目についても、臨床教育の一環として捉えられる。
- ② 「適切に開設されている」というためには、履修にあたっての守秘義務等の法令遵守義務や法令違反があった場合の制裁等を明確に規定しておくこと、履修しようとする学生に事前に遵守すべき規則を明確に説明し告知するようにしておくことが必要である。
- ③ 「適切に実施されている」とは、教育効果を高めるための創意工夫等がなされていることをいう。単に実務を見学するに留まらず、適切な指導

のもとで学生がこれに積極的に関与することにより、法曹としての資質・能力の向上を図ることが必要である。また、「実務と理論の架橋」の見地から、学生が見聞した法律問題について、理論的側面からの検証が行われる機会があることも重要である。

- ④ 履修単位を認定する科目として臨床科目が「開設」され「実施」されている場合には、認定される単位数に相応しい時間数と学生の関与が必要である。また、厳格な成績評価の視点から、学生には報告書の作成・提出等を課した上で、これを担当教員が評価した上で責任ある単位認定がなされることが重要である。

#### 4. 関連法規定

- ・ なし。

#### 5. 判定の目安

- A 臨床科目が、質的・量的に見て非常に充実している。
- B 臨床科目が、質的・量的に見て充実している。
- C 臨床科目が、法科大学院に必要とされる水準を満たす程度に開設され実施されている。
- D 臨床科目が、開設されていないか、重大な問題がある。

#### 6. 評価判定の視点

##### (1) 臨床教育全体の取り扱い

- ① 臨床教育の機能や意義を法科大学院としてどのように捉えているか。それは法科大学院教育の理念に相応しいものといえるか。
- ② 科目の位置づけ（必修科目／選択必修科目／選択科目）や実際の履修者数はどうか。名目だけの科目となっていないか。
- ③ 適切な指導教員対学生比率となっているか。
- ④ 履修要件の設定や事前準備が十分になされており、適法性が担保されているか。
- ⑤ 成績評価・単位認定が適正になされる仕組みがあるか。多段階評価をするべきかは議論の分かれるところであるが、全学的な成績評価の考え方に関する議論の一環として検討され定められるべきである。

(2) クリニック

- ① 単位数に相応しい時間割となっているか。
- ② 実務家教員任せにしていないか。研究者教員の関与の度合いはどうか。
- ③ 学生が主体的に取り組む内容となっているか。
- ④ 学生に報告書を提出させているか。
- ⑤ 特徴あるリーガルクリニックであることも、評価の対象となり得る。

(3) エクスターンシップ

- ① 単位数に相応しい期間・時間になっているか。
- ② 提携先の数や多様性は充実しているか。
- ③ 受入先の位置づけや趣旨の説明などは適切に行われているか。
- ④ 学生が主体的に取り組む内容となっているか。
- ⑤ 学生に報告書を作成させ検討させる機会を設けているか。
- ⑥ 厳格かつ適正な成績評価を行う仕組みがあるか。
- ⑦ 特徴ある取り組み内容であることも、評価の対象となり得る。

(4) シミュレーション系科目

- ① 臨床教育の一環として位置づけ、実施されているか。

(5) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 7-1-1 法曹に必要な資質・能力の養成（法曹養成教育）

### 1. 評価基準

- 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

（注）

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される機能を効果的かつ適切に果たすために法曹が備えておくべきマインドやスキルとして、各法科大学院が認識するものをいう。

### 2. 趣旨

法曹に必要なマインドとスキルをどう捉え、法科大学院の教育活動全体の中でそれらをどう教育しようとしているか、ということの取り組みの深さを評価する。カリキュラムが適切に整えられ、個々の開設科目につき効果的な授業を実施する取り組みがなされていれば、基本的には十分なはずであるが、「法曹に必要なマインドとスキルをどう把握し意識的に養成しようとしているか」と「科目横断的な面からの検討がなされているか」等の観点から改めて評価することが適切であるという考えに基づく。法曹養成の観点からのカリキュラムや教え方の工夫に光を当て、積極的な取り組みを評価することで、法科大学院の創造的教育改善活動を促すことに狙いがある。

### 3. 解説

- (2) 「法曹に必要とされるマインドとスキル」とは、法曹として社会から期待される機能を効果的かつ適切に果たすために、法曹が備えておくべきマインドやスキルとして、各法科大学院が認識するものをいう。それが具体的に何であり、教育にどう展開できるかは、各法科大学院が探求し開発すべきテーマであり、各法科大学院の自主性に委ねられる。

### 4. 関連法規定

- ・ なし。

## 5. 判定の目安

- A 法曹養成教育が、質的・量的に見て、非常に充実している。
- B 法曹養成教育が、質的・量的に見て、充実している。
- C 養成する法曹像、法曹に必要なとされるマインドとスキルの検討がなされ、それを養成する教育が計画され、実施されていて、法科大学院に必要なとされる水準に達している。
- D 法曹に必要なマインドとスキルの養成教育が行われていないか、重大な問題がある。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 法曹に必要な資質・能力の検討・設定がなされているか。
  - ① 当該法科大学院では法曹に必要な資質や能力は何であると考えているか。
  - ② 当該法科大学院で養成目的として設定している資質や能力は、養成しようとしている法曹像に適合しているか。
  - ③ 財団による整理例（別紙「法曹に必要な資質・能力の養成」参照）を用いる場合は、その意義を当該法科大学院において再評価・検討しているか。
  - ④ 教育活動の目的を修了生の司法試験合格に置き、法曹にとって必要な資質・能力の涵養が等閑にされている場合は問題となる。司法試験で試される能力は、法曹に必要な資質や能力の一部でしかない。
- (2) 法曹に必要な資質・能力の養成方法が十分検討されているか。
- (3) カリキュラムへの横断的展開がなされているか。また、法曹としてのスキル・マインドを養成するために重要な科目が必修科目であるか。選択科目とする場合、履修選択のうえで適切な指導がなされているか。
- (4) 授業での展開がなされているか。
  - ① 法曹に必要な能力・資質を養成するという意識が教員に浸透しているか。
  - ② 授業や履修指導を通じ、学生が、それぞれの科目でどういう資質や能力を養成しようとしているのかを理解し、それを意識して学習に臨んでいるか。
- (5) カリキュラム外での展開がなされているか。

(6) 組織的な取り組みがなされているか。

(7) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。



## 法曹に必要な資質・能力の養成

(はじめに)

ここでは、「法曹に必要な資質・能力」として、2つのマインドと7つのスキルを設定し、それらの養成に取り組む例を紹介する。あくまでも一つの例であり、各法科大学院において、そこで養成しようとする法曹像に則し、かつ当該法科大学院のおかれた環境を踏まえて適切な取り組みを検討する必要がある。

### 1. 法律専門職責任 — 2つのマインド

#### (1) 法曹としての使命・責任の自覚

司法制度の担い手として果たすべき使命・役割を理解し、それを適正に果たすため必要な責任感を涵養すること。「職業法曹として社会で果たすことを期待されている役割」をしっかりと理解することは、スキルの学習にあたって有効である(スキルの活用のイメージを前提とすることで効率的な学習が可能となる)。

#### (2) 法曹倫理

法曹として職務を遂行するにあたり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則を理解すると共に、裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するにあたり要求される高い倫理観を涵養すること。弁護士にとっての「依頼人の最大の利益を追求」はここに含まれる。また、少なくとも以下の内容を含むことが求められる。

- ・ 法曹三者の倫理に関連する法令、倫理規定、基準の内容を理解すること。
- ・ 弁護士倫理につき、忠実義務・真実義務・利益相反・秘密保持の内容を十分に理解すること。
- ・ 弁護士の綱紀・懲戒手続等の制度を理解すること。

### 2. 法律専門職能力 — 7つのスキル

### (1) 問題解決能力

社会に生起する様々な事象に関して何が問題かを発見し、その解決策を策定、提示し、推進することのできる能力。問題解決手法の知識と選択能力を含む。他のスキル（法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力）を駆使して、アウトプットをもたらすことのできる総合力である。他のスキルはあくまで問題解決という目的に向けられてこそ意味をもつということ認識することが必要である。少なくとも、問題解決能力の内容とその重要性を理解することが必要であり、具体的には以下の内容を理解することが求められる。

- ・ 問題解決には様々なアプローチ（法的、経済的、政治的等）があり法的アプローチにも様々な手法（訴訟、仲裁、調停、和解等）があること、及び各選択枝の特質。
- ・ スキル相互間の関係と、全てのスキルは問題解決に繋がることへの理解。

### (2) 法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査）

基礎的な法分野につき深く理解するとともに、少なくとも一つの専門的な法分野に対する基本的な知識を獲得すること。また、必要な法情報を漏れなく、かつ迅速に調査する能力。少なくとも日本の法制度については、相当の調査を行えば内容を的確に理解する能力を要する。具体的には以下の能力を習得する必要がある。

- ・ 具体的事実や問題につき関連する国内法令を網羅的に抽出する能力。
- ・ 国内法令につき適用例（裁判例や行政での運用）や制定背景を調査する能力。
- ・ インターネット等の情報源や電子データベースから調査する能力。

（注）なお、基礎的法的知識及び専門的法的知識については、科目構成及びその成績評価で評価対象としているのでそちらに委ねることとし、ここでは、専ら法情報調査を対象として評価する。

### (3) 事実調査・事実認定能力

必要な事実を調査する能力、および解決すべき問題に関する事実関係を、各種証拠に照らして正確に分析・把握する能力。この内、事実調査能力や

証拠収集の技法は実際に法曹実務に就いてからの習得が中心となる。したがって、法科大学院では以下の点の理解が中心となると思われる。

- ・ 事実認定の基本的仕組み（主要事実，間接事実，直接証拠，間接証拠，経験則，間接事実による主要事実の認定等）。
- ・ 証拠能力（証拠収集ルールを含む），証拠力，証拠評価（証言の信用性等），証明度，裁判上の証明と科学的証明との関係。
- ・ 証拠の種類やそれらを収集する方法・技術のあらまし（事実を引き出す質問の方法等）。

#### （４）法的分析・推論能力

解決案の策定に向けて的確に法的分析・推論を行い，その適用等を経て妥当な法的結論を導き出す能力。具体的には，事案に対して適用される法を見出し，その法の効果，要件を整理した上で，事実を主要事実，間接事実等に整理し，法的結論に至る論理的道筋を整理する能力である。法律効果と事実との関係（法律効果，要件事実・構成要件事実，主要事実，間接事実，その他の事実）の基本的しくみ，及び立証責任と要件事実・構成要件事実の関係の理解と，それに基づく分析の訓練が必要になる。この上で証拠と証明責任のルールにより事実認定がなされ（事実認定能力），法的結論が導かれることとなる。

#### （５）創造的・批判的検討能力

現行の法制度や実務を，適正かつ根本的な問題解決という視点から批判的に検討し，発展させていくための創造的な提案をする能力。法の空白地帯に対して立法を提案できる力，判例の無い問題に対して新判例をつくる力であり，現行の実定法や判例を相対化する能力ということもできる。この「創造的・批判的検討能力」の内容及び重要性を理解することが求められる。

#### （６）法的議論・表現・説得能力

自分の意見を表明し，理論的，説得的に法的な議論を展開する能力，及び事実・問題・結論・理由等を，口頭及び文書（図等も含む）により第三者に解りやすく表現する能力。国際会議や交渉の場に耐えうる法的議論を行う能力や，国際的に通用する文書を作成する能力の習得も目指す。具体的

には、以下の内容の習得を含む。

- ・ 法的問題を検討するメモ（事実関係，問題，適用法規，結論，理由等を整理したメモ）を作成する能力。
- ・ 問題に対する自分の意見と理由を明確に口頭で述べる能力。
- ・ 問題に対する自分の意見と理由を明確に文書で表現する能力。
- ・ 相手方の理解を補助する図表や映像等を利用する方法。
- ・ 問題に対する結論に向け効率的に議論をする能力。
- ・ 交渉をする力，技法。

#### （7）コミュニケーション能力

カウンセリング・面接・交渉・メディエーション等の，問題解決のために法曹として必要とされるコミュニケーションの技法や能力。とりわけ，「人の話をきちんと聞き，その人の考えや背景にある関心を適切に酌み取る」能力や態度は重要である。具体的には，コミュニケーション能力の，法曹としての業務の中での位置づけや重要性，まずは「素直に聞く」ことが重要であること，「質問する能力」「語られていることの信用性を見抜く能力」「語られていない部分を聞き出す能力」等の，コミュニケーションの基本的な重要事項を理解することである。つまり，コミュニケーションの基礎的部分の習得までであり，さらに具体的な技能の習得や技能向上は，修了後の実務での訓練によることとなる。

## 8-1-1 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

### 1. 評価基準

- ◎ 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

### 2. 趣旨

法科大学院での教育や学習に向け必要な物理的施設や設備が整備されていることを評価する。図書館やデータベース等の必要な情報源へのアクセス整備については、8-1-2で評価することとする。

### 3. 解説

- ① 「教育の実施や学習に必要な施設・設備」とは、講義室、演習室、自習室、研究室等、法科大学院での教育及び学習に必要な構造物やスペース、その中で使用される机椅子、ボード、授業等で使用する音響機器や画像映写機器やパソコン、教員と学生や学生同士の通信ネットワーク等のあらゆる設備をいう。
- ② 「適切に確保・整備されている」とは、学生の収容定員数や実際の在籍者数との関係で、合理的に必要な数量や広さの施設や設備が確保されていること及び実施される教育の効果向上に向け有用なものが取り揃えられていることをいう。

### 4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。（基17）
- ・ 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第9条の2、第11条、第13条を除く。）の定めるところによる。（基26）

## 5. 判定の目安

- A 施設・設備は非常に適切に確保，整備されている。
- B 施設・設備は適切に整っている。
- C 施設・設備につき，法科大学院の教育の実施や学習に必要な水準は満たしている。
- D 施設・設備につき，法科大学院の教育の実施や学習に必要な水準を満たしていない。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 施設・設備の適切な確保・整備がなされているか。
  - (i) 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備について，合理的に必要な数量や広さが確保されているか。
  - (ii) 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備について，実施される教育の効果向上に向け有用なものが取り揃えられているか。
- (2) 授業等の教育の実施や学習に必要な適切な施設・設備を確保・整備するための体制ができているか。
- (3) その他，本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 8-1-2 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

### 1. 評価基準

- ◎ 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

### 2. 趣旨

法科大学院での教育及び学習に必要な，法令，判例，参考文献等の情報に学生がアクセスできる環境が整っていることを評価する。法科大学院での教育において，法情報等の必要情報の調査がとりわけ重要であることに鑑み，「施設・設備」の整備状況とは別に評価することとした。

### 3. 解説

- ① 「教育及び学習の上で必要な図書・情報源」とは，法令や裁判例，その他関連文献等の必要な情報を得るための，図書室やオンラインデータベースのことをいう。
- ② 「利用環境が整備されている」とは，学生が必要な情報に適時に容易にアクセスできるような環境にあることをいう。情報の取り揃え，需要量対応（同時にアクセスできる数の充実），アクセスのサポート体制，利用のし易さ（時間帯や距離）等を考慮して評価する。

### 4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は，専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。（基17）
- ・ 専門職大学院の組織，編制，施設，設備その他専門職大学院の設置に関する事項で，この省令に定めのないものについては，大学院設置基準（第9条の2，第11条，第13条を除く。）の定めるところによる。（基26）

### 5. 判定の目安

- A 情報源やその利用環境は非常によく整備されている。
- B 情報源やその利用環境はよく整備されている。
- C 情報源やその利用環境につき，法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 情報源やその利用環境につき，法科大学院に必要とされる水準に達していない。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 教育及び学習の上で必要な図書・情報源が十分確保されているか。
- (2) 教育及び学習の上で必要な図書・情報源につき，学生が必要な情報に適時に容易にアクセスできるような環境を整備しているか。
  - (i) 需要量に対応しているか（同時にアクセスできる数の充実）。
  - (ii) アクセスのサポート体制は充実しているか。
  - (iii) 利用できる時間帯，学習スペースとの距離など利用のし易さに配慮しているか。
- (3) 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境の確保・整備をするための体制ができているか。
- (4) その他，本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。



## 8-2-1 学生支援体制（1）〈学習支援体制〉

### 1. 評価基準

- 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。  
(注)
- ① 身体的障害を持つ者や経済的困窮者も就学できるようにするための対策が講じられていることは本評価基準で評価する。

### 2. 趣旨

学生が学習に集中できるように法科大学院として支援する体制が整備されていることを評価する。法科大学院の教育や学習は要求される内容から考えて非常に密度が高く、学生は学習に集中しなければ所定の教育成果を上げることが困難であると考えられるため、法科大学院として学生の学習への集中に対する障碍要素を取り除く支援をすることが望ましいという考えに基づく。

### 3. 解説

- ① 「学習に集中できるように支援する体制が備わっている」とは、学生が学習に集中するのを妨げる障碍(経済的事由等)を取り除くことに向け、法科大学院として支援をしていることをいう。

### 4. 関連法規定

・なし。

### 5. 判定の目安

- A 支援の仕組みは非常に充実しており、十分活用されている。
- B 支援の仕組みは充実している。
- C 支援の仕組みは法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 支援の仕組みが整っておらず、法科大学院に必要とされる水準に達していない。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 学生が学習に集中できるように支援する体制の確保・整備がなされているか。
- (2) 学生が学習に集中できるように支援する体制の確保・整備するための体制ができているか。
- (3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 8-2-2 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

### 1. 評価基準

- 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

### 2. 趣旨

学生が学習の方法や職業選択等につき検討する場合、適宜アドバイスを受けることのできる体制ができており、機能していることを評価する。法科大学院においては、学習に関し要求されることが多い上、どのような法曹を目指すか等の職業に直結する事項の検討をする必要が高いため、それらに対し適切にアドバイスを受けられることのできる体制があることが重要であるとの考えに基づく。

### 3. 解説

- ① 「適切にアドバイスを受けられる体制」とは、適切なアドバイスの供し手があり、学生がアドバイスを求めやすい環境の下に、適時適切に学生にアドバイスを提供していることをいう。
- ② 「学習方法についてのアドバイス」とは、全体の科目履修についての指導（5-2-1）や個別の授業での予習指導（6-1-2）以外の、法科大学院での学習の仕方等に重点を置いたアドバイスをいう。
- ③ 「進路選択についてのアドバイス」とは、目指すべき法曹等学生の将来に関するアドバイスをいう。

### 4. 関連法規定

- ・なし。

### 5. 判定の目安

- A アドバイス体制は非常に充実しており、学生は必要なアドバイスを受

けている。

- B アドバイス体制は充実している。
- C アドバイス体制は法科大学院に必要とされる水準に整備されている。
- D 必要なアドバイス体制が整備されていない。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 適切にアドバイスを受けることのできる体制を整備しているか。
  - (i) アドバイスを受けることのできる機会を付与しているか。
  - (ii) アドバイスを受けることのできる体制について、学生へ告知し、周知に努めているか。
  - (iii) 適時適切にアドバイスを受けることのできる多様な体制を確保しているか。
  - (iv) アドバイスを受けやすい環境を整備しているか。
- (2) アドバイスを受けられる体制が有効に機能しているか。
- (3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 8-2-3 学生支援体制（3）〈カウンセリング体制〉

### 1. 評価基準

- 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。

### 2. 趣旨

学生に対する精神面のカウンセリング体制が整備されていることを評価する。法科大学院の学生は、学習内容が高密度、広範囲に及び、司法試験の重圧から強い精神的プレッシャーのもとで学習することになることが予想される。従って、学生の精神面のケアに十分な配慮をすることが、法科大学院における学生の教育を完遂するために重要となる、という考えに基づく。

### 3. 解説

- ① 「適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制」とは、精神カウンセラー等の適切なカウンセリングの供し手が学内にいるか、別途適切に確保されていること等により、学生が適時にカウンセリングを受けやすい体制ができていることをいう。

### 4. 関連法規定

- ・ なし。

### 5. 判定の目安

- A カウンセリング体制は、非常に充実しており、学生は必要に応じ適切な精神面のカウンセリングを受けやすい状態にある。
- B カウンセリング体制は、充実している。
- C カウンセリング体制は、法科大学院に必要とされる水準を満たす程度整備されている。
- D 学生が必要を感じた場合に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制が整備されていない。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 適切に精神的カウンセリングを受けられる体制を整備しているか。
  - (i) 精神的カウンセリングを受けられる機会を付与しているか。
  - (ii) 精神的カウンセリングを受けられることを学生に告知し、周知に努めているか。
  - (iii) 精神的カウンセリングを受けやすい環境を整備しているか。
  - (iv) カウンセラーが適切な精神的カウンセリングを行える環境を整備しているか。
- (2) カウンセリングを受けられる体制が有効に機能しているか。
- (3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 8-2-4 学生支援体制（4）〈国際性の涵養〉

### 1. 評価基準

- 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

### 2. 趣旨

社会がボーダーレスになり国際化する中、法曹の国際性に対する社会の期待が強まっており、これについて考えさせる契機の設定、環境の提供等を評価する。国際化への対応はあらゆる法曹に求められる課題であり、この問題に接することで考える契機を法科大学院が提供することは重要であるという考えに基づく。

### 3. 解説

- ① 「国際性の涵養に向けた取り組み」とは、異文化との接触の機会を持つ等、国際化する社会で法曹に期待される役割や能力等を考える契機となり、かかる問題に適切に対処する能力を養うような機会の設定、環境の設定をいう。国際社会にあって法曹が取り組むべき問題（国際取引や国際人権）のみならず、日本社会自体の国際化にともなって出現している問題（海外企業の日本での活動や日本国内での外国人の権利保護等）も含め、「国際化する社会」との接触を可能にするさまざまな取り組みは、広くこれに含まれる。国際的活動をする法曹のみならず、あらゆる法曹に、異文化に対する理解や異文化にある者とコミュニケーションできる能力が要求されることに照らし、それに役立つ取り組みは全て含まれる。

### 4. 関連法規定

- ・ なし

### 5. 判定の目安

- A 国際性の涵養に配慮した取り組みが、質的・量的に見て非常に充実している。
- B 国際性の涵養に配慮した取り組みが、質的・量的に見て充実している。

- C 国際性の涵養に配慮した取り組みが、質的・量的に見て法科大学院に必要とされる水準を満たす程度なされている。
- D 国際性の涵養に配慮した取り組みが、十分になされていない。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 国際性の涵養に配慮した機会の設定がなされているか。
- (2) 国際性の涵養に配慮した環境の設定がなされているか。
- (3) 国際性の涵養に配慮した取り組みの状況はどうか。(頻度, 学生の参加度等)
- (4) その他, 本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。



## 8-3-1 学生数（1）〈クラス人数〉

### 1. 評価基準

◎ 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

(注)

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加する全ての学生数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。

### 2. 趣旨

法科大学院の授業単位での人数規模の適切さを評価する。法科大学院の教育内容、準備やフォロー、成績評価等での学生へのケアの必要性に鑑みると、授業当たりの学生数が多すぎると適切でないこともあるという考え方に基づく。なお、クラスでの討論における多様性確保の点からは、少なければ少ないほど良いというわけではない。

### 3. 解説

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加する全ての学生数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。双方向・多方向の議論を行う場合は少人数であることが有効であるが、人数が少なければ少ないほど良い、というわけではない。多様な意見を持つ者の中で議論をするためにはある程度の母数が必要である。

### 4. 関連法規定

- ・ 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。(告6①)

- ・ 前項の場合において、法律基本科目の授業については、50人を標準として行うものとする。(告6②)

#### 5. 判定の目安

合：法律基本科目の1クラスの学生数が50人以内であるか、60人程度であっても50人以内となるように適切な努力をしている。

否：法律基本科目の1クラスの学生数が60人程度を超えており、かつ50人以内となるような適切な努力もなされていない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 1つの授業を同時に受講する学生数として適切な人数が設定されているか。(人数にカウントされる人、されない人の区別も含む)。
- (2) 適切な人数となるよう適切な努力をしているか。
- (3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 8-3-2 学生数(2)〈入学者数〉

### 1. 評価基準

◎ 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

(注)

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

### 2. 趣旨

入学者数が入学定員を大幅に上回ることでないかを評価する。教員体制や施設・設備等の環境は、想定される入学者数、各年次の学生数、在籍学生総数といった学生の規模を前提に整備される。従って学生の規模や学年次毎のバランスが大きく崩れると、1つの授業の受講者数や学習環境の点で、学生1人当たりのサービス享受環境が下がることとなるため、入り口で入学定員との関係での人数管理を行い、学生へのサービス環境確保を図るのが適切と考えた。

### 3. 解説

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていない」とは、入学者数が入学定員を大幅に上回っている状態が常態化していないことをいう。過去3年間で見ると、入学者が入学定員を大幅には上回っていないこと、及びバランスをとる方向での適切な努力がなされていること、を考慮して評価する。なお、「大幅」の程度については、開設後の各法科大学院における実情、改善努力等を踏まえて、今後設定する。

### 4. 関連法規定

- ・ 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。(大学院設置基準第10条1項)
- ・ 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。(大学院設置基準第10条2項)

#### 5. 判定の目安

合：入学者数が入学定員の110%以内であるか、110%以内とするための適切な努力がなされている。

否：入学者数が入学定員の110%を超えており、かつ110%以内とするための適切な努力もなされていない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 過去3年間で見て、入学者が入学定員を大幅には上回っていないか。
- (2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないよう適切な努力をしているか。
- (3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

### 8-3-3 学生数(3)〈在籍者数〉

#### 1. 評価基準

◎ 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

(注)

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。

#### 2. 趣旨

在籍者数が収容定員を大幅に上回ることでないかを評価する。教員体制や施設・設備等の環境は、想定される入学者数、各年次の学生数、在籍学生総数といった学生の規模を前提に整備される。従って学生の規模や学年次毎のバランスが大きく崩れると、学生1人当たりのサービス享受環境が下がることとなるため、入学者数に加え、在籍者総数の人数管理を行い、学生へのサービス環境確保を図るのが適切と考えた。

#### 3. 解説

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。
- ③ 「適切なバランスがとれている」とは、在籍者数が収容定員を大幅には上回っていないことをいう。過去3年間の推移をみて、在籍者数が収容定員を大幅には上回っていないこと、及び在籍者数を収容定員とバランスさせる方向での適切な努力がなされていること、を考慮して評価する。なお、「大幅」の程度については、開設後の各法科大学院における実情、改善努力等を踏まえて、今後設定するものとする。

#### 4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。(基17)

- ・ 専門職大学院の組織，編制，施設，設備その他専門職大学院の設置に関する事項で，この省令に定めのないものについては，大学院設置基準（第9条の2，第11条，第13条を除く。）の定めるところによる。（基26）
- ・ 収容定員は，教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し，課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。（大学院設置基準第10条1項）
- ・ 大学院は，教育研究にふさわしい環境の確保のため，在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。（大学院設置基準第10条2項）

#### 5. 判定の目安

合：在籍者数が収容定員の110%以内であるか，110%以内とするための適切な努力がなされている。

否：在籍者数が収容定員の110%を超えており，かつ110%以内とするための適切な努力もなされていない。

#### 6. 評価判定の視点

- （1）在籍者数が収容定員を大幅には上回っていないか。
- （2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないよう適切な努力をしているか。
- （3）その他，本評価基準に係りのある取り組みや工夫があるか。

## 1. 評価基準

◎厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

## 2. 趣旨

適切な成績評価基準が設定され事前に学生に開示されていることを評価する。法科大学院は法曹養成に特化した専門職大学院であり、その使命に鑑みて、修了生は一定のレベルに達していることが要求される。修了の条件である各履修科目の単位認定や成績評価も、法曹養成の観点から必要と考えられる水準との関係で客観的かつ厳格に行われることが必要との考えに基づく。また、「成績評価基準の学生への事前開示」は、成績評価の対象者である学生に予め成績評価基準を示し、基準を念頭において授業を受け学修を進めた上で試験等を受け、その基準に従った評価を受けるというプロセスを組むことが、成績評価の客観性を担保する上で有効という考えに基づく。

## 3. 解説

- (1) 「成績評価基準」とは、“当該法科大学院の設定した成績評価の方針”及び“各教員が担当の科目について設定した学生の成績を評価する基準”をいう。
- (2) 「厳格な成績評価基準が適切に設定され」とは、成績評価基準が“当該法科大学院の使命に照らして合目的的であること”及び“厳格なものであること”をいう。当該法科大学院の学生が修得すべき内容（水準）に照らし個々の学生がどの程度まで到達したか、を中心に据えた厳格な評価ができる基準であることが必要である。
- (3) 「事前に学生に開示されている」とは、学生がその科目の履修を開始するにあたり、その科目の成績評価の基準を理解することができるよう、明確に開示されていることをいう。学生が当該科目でどのような力を身につけることを期待されているかを明確にし、学修の指針として機能するような成績評価基準は、教育上も望ましいという考えから、学生が当該科目の履修のポイントを把握するのに役立つ内容の基準であることが望ましい。

#### 4. 関係法規定

- ・ 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。（基10②）

#### 5. 判定の目安

- A 成績評価基準は、すべての科目について厳格で適切なものであり、すべての科目について学生への事前開示が徹底している。
- B 成績評価基準は、ほとんどの科目について厳格で適切なものであり、学生への事前開示も適切になされている。
- C 成績評価基準の内容および事前開示の方法について、法科大学院に必要とされる水準に達している。
- D 成績評価基準について大学院として把握していない、または、成績評価基準の内容に重大な問題がある、もしくは学生への事前開示がなされていないか不適切である。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 厳格な成績評価基準を設定しているか。
  - ① 成績評価の考慮要素
  - ② 評価の区分と絶対評価・相対評価
  - ③ 再試験
- (2) 成績評価基準が適切に設定されているか（客観性・公平性）。
  - ① 法科大学院としての成績評価方針
  - ② 各教員の担当科目についての成績評価基準
- (3) 成績評価基準を学生に対して事前に開示しているか。
  - ① 開示内容
  - ② 開示方法・媒体
  - ③ 開示の時期



(4) その他, 本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 9-1-2 成績評価（2）〈成績評価の厳格な実施〉

### 1. 評価基準

- ◎ 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

### 2. 趣旨

成績評価が予め定められた成績評価基準に従って厳格に行われていることを評価する。厳格かつ客観性のある成績評価の必要性は評価基準9-1-1「成績評価（1）」のとおり。本評価基準は、実際の成績評価が基準に従って実施されているかという点に絞って評価する。

### 3. 解説

- (1) 「成績評価基準」とは、各科目につき定められ、履修する学生に対して事前に開示された成績評価の基準をいう。
- (2) 「厳格に実施されている」とは、「成績評価基準」に従っていることをいう。

### 4. 関係法規定

- ・ 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。（基10②）

### 5. 判定の目安

- 合 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されている。
- 否 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていない。

### 6. 評価判定の視点

- (1) 成績評価が事前に定められた成績評価基準に従って行われているか。

- (2) 成績評価の実施について厳格性・客観性を担保する工夫があるか。
- ① 試験問題・出題に関する工夫
  - ② 試験答案の採点の仕方
  - ③ 試験実施後・採点後の説明
  - ④ 成績評価基準の適用状況（成績分布表など）の法科大学院への提出
  - ⑤ その他の工夫
- (3) 成績評価基準を変更した場合に適切に対処しているか。
- (4) 再試験を実施する場合、適切な方法で実施されているか。
- (5) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

### 9-1-3 成績評価（3）〈成績評価に対する異議申立手続〉

#### 1. 評価基準

- 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

#### 2. 趣旨

成績評価を受けた学生が、評価の正確性について、教員から根拠の説明を受け、必要に応じ異議を申し立て、評価の再チェックを受けることのできる手続があり、これが適切に実施されていることを評価する。成績評価の最大の利害関係人である学生が、成績評価基準の開示を受けた上でその科目を履修し、受けた成績評価につき説明を受け、異議申立ができる手続を保障することが、成績評価の客観性の担保のために有効であるという考えに基づく。

#### 3. 解説

- (1) 「異議申立手続」とは、受けた成績評価に不服のある学生から要求があった場合、評価が基準に照らして正しいものかどうかを学生自ら検討する機会を設け、さらには教員や法科大学院の側で再度チェックし結果を学生に伝える制度をいう。実際の成績評価が事前に開示された成績評価基準に照らし正しくなされたものかどうかをチェックする仕組みであり、客観性（再チェックに第三者が関与するかどうか等）や透明性（試験答案の写し交付や再チェック結果の書面通知等）の点で様々な形態がありうる。「異議申立手続」を設けているというためには、少なくとも、学生が、成績評価をした教員から評価の根拠の説明を受ける機会を設定する必要がある。
- (2) 「規定されている」とは、個別の教員が学生からの説明要求や異議に事実上対応しているということではなく、法科大学院として、異議申立から評価の再チェックを経て結果の通知に至るプロセスを明確にしていることをいう。
- (3) 「適切に実施されている」とは、異議申立手続の内容が学生に周知されて

いる等学生が利用しやすいよう配慮されていること、学生から説明要求や異議申立があった場合、規定に従って対応していることをいう。

#### 4. 関係法規定

- ・ なし。

#### 5. 判定の目安

- A 成績評価の説明や異議申立の手続は整っており、学生にも周知されている。
- B 成績評価の説明や異議申立の手続は整っており、学生にも周知されているが、改善の余地がある。
- C 成績評価の説明や異議申立の手続は整っており、学生にも周知されているが、改善の必要性がある。
- D 成績評価の説明や異議申立の手続が整っておらず、または学生に周知されていない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 異議申立手続が整っているか。
  - ①成績評価の根拠の説明は行われるか。
  - ②異議ある場合の取り扱いは適切か。
- (2) 異議申立制度が学生に周知されているか。
- (3) その他、本評価基準に係りのある取り組みや工夫があるか。

## 9-2-1 修了認定（1）〈修了認定基準等の設定・開示〉

### 1. 評価基準

- ◎ 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定されていること，及び修了認定基準が適切に開示されていること。

(注)

- ① 「適切に」設定されているとは，修了認定要件としての，必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目），他学や他の法科大学院等との単位互換条件等が適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならず，100単位程度までで設定されることが望ましい。

### 2. 趣旨

適切な修了認定基準や認定の体制や手続が設定されていること，修了認定基準が入学を志望する学生に開示されていることを評価する。法科大学院は法曹養成に特化した専門職大学院であり，その使命に鑑みて，修了生は一定のレベルに達していることが要求される。修了認定の基準は，法曹養成の観点から必要と考えられる水準との関係で客観的かつ厳格に行われることが必要との考えに基づく。また，「修了認定基準の事前開示」は，法科大学院の入学を検討する者に開示され，入学者はその基準を理解した上で法科大学院へ入学し，履修をするというプロセスを組むことが，修了認定の客観性を担保する上で有効という考えに基づく。

### 3. 解説

- (1) 「修了認定基準」とは，法科大学院の修了認定を受ける（司法試験受験資格を得る）ための要件を規定したものをいう。修了認定要件としての，必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目），他学部や他の法科大学院等との単位互換条件等が明確に規定されている必要がある。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならないが，1科目当たりの教育内容が質的にも量的にも大きいことに鑑みて，100単位程度までで設定されることが望ましい。なお，修了成績評価（「優等」等）を行う場合や，進級制度・退学勧告制度を設けている場合には，その基準も本評価基準の「修了認定基準」に含めて評価する。

- (2) 「修了認定の体制・手続」とは、法科大学院として学生の修了を認定する主体や手続のことをいう。
- (3) 「修了認定基準が適切に開示されていること」とは、法科大学院への入学を希望する者が、その法科大学院の修了認定要件を確認した上で入学を決めることができるように、必要な時期に必要な内容の開示がなされていることをいう。

#### 4. 関係法規定

- ・ 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。（基 10②）
- ・ 法科大学院の課程の修了の要件は、第 15 条の規定にかかわらず、法科大学院に 3 年（3 年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、93 単位以上を修得することとする。（基 23）
- ・ 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。（基 22①）
- ・ 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、前条第 1 項及び第 2 項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位（同条第 1 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。（基 22②）
- ・ 法科大学院は、第 22 条第 1 項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 67 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期

間在学したものとみなすことができる。（基 24）

- ・ 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第 23 条に規定する在学期間については 1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については 30 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。（基 25①）
- ・ 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えないものとする。（基 25②）
- ・ 第 1 項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第 21 条第 1 項及び第 2 項並びに第 22 条第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位（第 21 条第 1 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。（基 25③）

## 5. 判定の目安

- A 修了認定基準や修了認定の体制・手続が、いずれも非常に適切に設定されており、かつ修了認定基準が適切に開示されている。
- B 修了認定の基準・体制・手続が、適切に設定されており、かつ修了認定基準が適切に開示されている。
- C 修了認定の基準・体制・手続が、一応適切に設定されており、かつ修了認定基準の開示も一応なされている。
- D 修了認定の基準・体制・手続が法令に違反している等不適切であるか、または修了認定基準が適切であっても学生への開示がなされていない。

## 6. 評価判定の視点

- (1) 修了認定基準が適切に設定されているか。
- (2) 修了認定の体制・手続が設定されているか。
- (3) 修了認定の厳格性・客観性を担保するため工夫があるか。
- (4) 修了認定基準が適切に開示されているか。



(5) その他, 本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

## 9-2-2 修了認定(2)〈修了認定等の適切な実施〉

### 1. 評価基準

- ◎ 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

### 2. 趣旨

修了認定が予め定められた修了認定基準や手続等に従って厳格に行われていることを評価する。厳格かつ客観性のある修了認定の必要性は評価基準9-2-1「修了認定(1)」に記載のとおり。本評価基準は、実際の修了認定が基準に従って実施されているかという点に絞って評価する。

### 3. 解説

- (1)「修了認定基準」とは、事前に開示されている修了認定の基準をいう。
- (2)「厳格に実施されている」とは、「修了認定基準」に従って実施されていることをいう。

### 4. 関係法規定

- ・ 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(基10②)

### 5. 判定の目安

- 合 修了認定が、修了認定基準・手続に従い適切に実施されている。
- 否 修了認定が、修了認定基準・手続に従い適切に実施されていない。

### 6. 評価判定の視点

- (1) 修了認定が修了認定基準に従って厳格に実施されているか。
- (2) 修了認定の実施について適切さを確保する工夫がなされているか。
- (3) その他，本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。

### 9-2-3 修了認定（3）〈修了認定に対する異議申立手続〉

#### 1. 評価基準

- 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

#### 2. 趣旨

修了を認められなかった学生が、修了認定の正確性について、少なくとも法科大学院から説明を受け、必要に応じ異議を申し立て、認定の再チェックを受けることのできる手続が規定されており適切に実施されていることを評価する。修了認定の最大の利害関係人である学生が、修了認定基準の開示を受けた上で法科大学院に入学し、科目を履修した上で修了認定を受けることができなかった場合に説明を受けたり異議を申し立てることができる手続を保障することが、修了認定の客観性の担保のために有効であるという考えに基づく。

#### 3. 解説

- (1) 「修了認定」とは、個々の学生につき修了を認めるかどうかの決定のことをいう。異議申立手続との関係で問題となるのは、修了を認めない旨の決定の場合である。なお、修了成績評価（「優等」等）を行う場合や、進級制度・退学勧告制度を設けている場合には、これらの認定も含める。
- (2) 「異議申立手続」とは、修了認定に不服のある学生から要求があった場合、認定の理由を説明し、必要に応じて認定が基準に照らして正しいものかどうかを再度チェックし結果を学生に伝える制度をいう。実際の修了認定が事前に開示された修了認定基準に照らし正しくなされたものかどうかをチェックする仕組みであり、客観性（再チェックに第三者が関与するかどうか等）や透明性（再チェック結果の書面通知等）の点で様々な形態がありうる。「異議申立手続」を設けているというためには、少なくとも、学生が、法科大学院から認定の根拠の説明を受ける機会を設定する必要がある。
- (3) 「規定されている」とは、修了を認められなかった学生からの異議申立

の方法・手続その他の申立の条件や、修了認定の再チェックの主体や手続、学生への結果の通知に至るプロセスを、法科大学院として明確にしていることをいう。

- (4) 「適切に実施されている」とは、異議申立手続の内容が学生に周知されているなど、学生が利用しやすいよう配慮されていること、学生からの異議申立があった場合、規定された内容に従って対応していることをいう。

#### 4. 関係法規定

- ・ なし

#### 5. 判定の目安

- A 修了認定についての異議申立手続は整っており、学生にも周知されている。
- B 修了認定についての異議申立手続は整っており、学生にも周知されているが、改善の余地がある。
- C 修了認定についての異議申立手続は整っており、学生にも周知されているが、改善の必要性がある。
- D 異議申立手続が整っておらず、または学生に周知されていない。

#### 6. 評価判定の視点

- (1) 異議申立手続が整っているか。
- (2) 異議申立手続を学生に周知しているか。
- (3) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか。